

玉名市保育士就職支援事業補助金

1 目的

保育士として勤務していない保育士の有資格者（いわゆる潜在保育士）に対して、市内の認可保育所等への就職を支援することで、保育士の確保を推進し、待機児童を解消することを目的とした補助事業です。

2 補助事業の対象者（補助対象保育士）

補助対象保育士は、次の(1)～(4)のすべてに該当する者です。

- (1) 平成31年（2019年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの間に市内の認可保育所等^(※1)に常勤保育士^(※2)として新たに就職し、2年以上継続して勤務することができる者
- (2) 保育士資格を取得して1年以上経過した者
- (3) 保育施設等^(※3)を離職して1年以上経過した者又は保育施設等での勤務経験がない者
- (4) 市税等の滞納がない者

※1 認可保育所等

認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業に係る事業所をいい、新たに開設を予定しているものを含みます。

※2 常勤保育士

1日につき6時間以上かつ1月につき20日以上勤務する保育士をいいます。

※3 保育施設等

認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業に係る事業所、認可外保育施設、病児保育事業に係る事業所、放課後児童健全育成事業に係る事業所その他の就職に当たって保育士資格を必要とする事業所をいいます。

3 補助金額

補助金額は20万円です。それを2か年度に分けて支払います。年度ごとの金額は、次のとおりです。

- (1) 補助対象保育士が就職して1年目 10万円
- (2) 前号の補助対象保育士が就職して2年目 10万円

なお、補助金の交付を受けることができるのは、1人1回限りです。

4 補助金の申請（必要書類）

補助金の申請は、補助対象保育士自ら行います。

申請は、保育士就職支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の(1)～(6)の書類を添えて、市長（子育て支援課あて）に申請します。

なお、就職して2年目に補助金の交付を受けるときも同申請書による申請が必要ですが、保育士証の写し、履歴書及び採用通知書の添付は省略できます。

- (1) 保育士証の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 履歴書
- (4) 採用通知書の写し
- (5) 納税証明書
- (6) 特定教育・保育等雇用証明書

5 補助金の申請（申請期間）

申請書を提出する期間は、次に定める日からそれぞれ20日以内とします。

- (1) 就職して1年目の交付申請 就職後10月が経過した日
- (2) 就職して2年目の交付申請 就職後22月が経過した日

6 補助金の請求

市は、補助金の申請書に基づき、補助金の交付の可否を決定し、決定通知書又は交付却下通知書を申請者に通知します。

申請者は、補助金の交付決定を受けたのち、保育士就職支援事業補助金交付請求書（様式第5号）に交付決定通知書の写しを添えて市長（子育て支援課あて）に請求します。

7 交付決定の取消及び補助金の返還

市は、虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき、又は玉名市保育士就職支援事業補助金交付要綱に規定する義務に違反しているとき、補助金の交付の決定を取り消します。

また、その場合、交付した補助金の全部若しくは一部の返還をしなければなりません。

ただし、市長が災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認めたときは、この限りではありません。

8 その他

① 補助対象保育士の義務

補助金の交付を受けた補助対象保育士は、玉名市保育士就職支援事業補助金交付要綱その他関係法令を遵守し、市内の認可保育所等における保育に従事しなければならない。

② 調査等

市は、必要に応じて補助金の交付を受けた補助対象保育士及びその勤務する認可保育所等に対し必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

9 開始日及び補助事業の期限

補助事業は、平成31年（2019年）4月1日から施行します。

また、補助事業を実施する期間は、令和7年（2025年）3月31日までに就職した保育士に対して、就職2年目の補助金を支給する年度までです。

【お問い合わせ】 玉名市役所 子育て支援課（保育係）
電 話 0968-75-1120
メール kosodate@city.tamana.lg.jp